ｂ　共同企業体の代表者以外の構成員については、(ｲ)の条件を満たす者又は平成11年４月１日から公告日の前日（平成21年10月29日）までの期間に、元請として完成後引渡しを済ませた工事で、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の高層（階数が６階以上）の集合住宅の施工実績を有する者（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）

ｃ　設計業者を申込者の一員とする場合には、次の(a)及び(b)の条件を満たす者

(a)　機構関東地区における平成21・22年度建築設計に係る一般競争参加資格の認定を受けている者で、一級建築士事務所登録のある者

(b)　(ｲ)ａの条件を満たす者

リ　施工体制に関し、次の(ｲ)から(ﾊ)に掲げる条件をすべて備えていること。

(ｲ)　会社としての「かし処理体制」が整備されていること。

(ﾛ)　施工に当たって、会社の施工部門と品質管理部門（監理技術者の資格を有する者が担当すること。）がそれぞれ独立した体制を取ることができること。

(ﾊ)　床及び床以外の主要構造部の全部または一部にプレキャストコンクリート部材を用いる場合は、（社）プレハブ建築協会の品質認定を受けたプレキャストコンクリート部材製造工場等を自ら保有していること、又は、提携工場として円滑に部材の供給が受けられること。

ヌ　次に掲げる基準を全て満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること（共同申込みの場合は、特定建設工事共同企業体の全ての構成員が配置できること。）。

(ｲ)　一級建築士若しくは一級建築施工管理技士の資格を有する者又はこれらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

(ﾛ)　上記ヌ(ｲ)の有資格者として、平成11年４月１日から公告日の前日（平成21年10月29日）までの期間に元請として完成後引渡しを済ませた、単独申し込み及び共同申込みの代表者にあっては上記(3)チ(ｲ)ｂ、共同申込みの代表者以外にあっては(3)チ(ﾛ)ｂに掲げる同種の工事の経験を有する者であること。

(ﾊ)　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(ﾆ)　配置予定技術者は、競争参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「恒常的な雇用関係」とは技術資料の提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

ル　低入札価格調査対象となった場合には、上記(3)ヌに示す主任技術者又は監理技術者と同等の資格要件を有する専任の技術者を１名以上追加配置できること。なお、追加配置する専任の技術者名簿については、低入札価格調査時に資格要件等の確認できる書類を添付して報告すること。

ヲ　高層住宅建物に係る設計計画が適正であること（共同申込みの場合は、共同企業体として設計計画が適正であること。）。

ワ　工事関連業務に係る配置建物基本実施設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある設計・施工業者でないこと。

カ　共同企業体の構成基準は上記(1)及び(3)イからワまで、及び次の(ｲ)に掲げる条件をすべて満たす者で構成され、かつ、次の(ﾛ)により構成しなければならない。また、共同企業体の構成員数は、設計業者を除き、３者以内とする。

(ｲ)　各構成員が建設業法（昭和24年法律第100号）の建設工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工の確保に支障がないと認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれと同等として取扱う場合がある。

(ﾛ)　共同企業体の各構成員の出資比率は、２者で構成される場合にあっては30%以上、３者で構成される場合にあっては20%以上とし、代表者の出資比率は構成員中最大でなければならない。

(4)　保留床棟敷地共有持分の譲受に関して、次のイからハに掲げる条件をすべて満たしている者であること（複数の者で構成する場合は、譲受を行うすべての者が次のイからハに掲げる条件を満たしていること。）。

イ　次の条件を満たす者

(ｲ)　本募集要領に定められた建築物に関する事項に適合する建築物を建設しようとする者であること。

(ﾛ)　(ｲ)に規定する建築物の建設に必要な経済的基礎及び事業を的確に遂行するために必要なその他の能力が十分な者であること。

(ﾊ)　保留床棟敷地共有持分の譲渡の対価の支払能力がある者であること。

ロ　申込受付最終日から起算して２年前の日以降において、次に掲げる者の一に該当していないこと。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また、同様とする。

(ｲ)　機構との契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は契約の目的物の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

(ﾛ)　機構が執行した競争入札において、機構の公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。

(ﾊ)　機構と落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。

(ﾆ)　機構の監督又は検査の実施に当たり職員の執行を妨げた者。

(ﾎ)　機構との契約において、正当な理由なく契約を履行しなかった者。

(ﾍ)　(ｲ)から(ﾎ)までに該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

ハ　次の条件を満たす者であること

(ｲ)　宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第３条に規定する免許を有し、かつ、過去３年間に今回の計画とおおむね同程度以上の住宅の供給実績があること。

(ﾛ)　会社更生法、破産法又は民事再生法の適用を受けていない者で、かつ、会社法による特別清算を行っていない者であること。

※　ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生計画の認可を受けている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生計画の認可を受けている者においては、申込みを認める場合がありますので、事前に御相談ください。

(ﾊ)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団の構成員である個人若しくは当該個人が加入する法人等、事業者として機構が適当でないと認めるものでないこと。

3　入札手続等

(1)　担当支社

〒163―1382 東京都新宿区西新宿六丁目５番１号　新宿アイランドタワー19階　独立行政法人都市再生機構　東日本支社　都市再生業務部　マンション再生支援チーム　電話03―5323―2712

(2)　民間事業者公募に係る入札説明書、競争参加資格確認申請書等作成要領及び民間事業者公募に係る条件書（以下「入札説明書等」という。）の交付期間、場所及び方法

平成21年10月30日（金）から平成22年２月19日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前10時から午後４時まで

〒163―1382 東京都新宿区西新宿六丁目５番１号　新宿アイランドタワー17階

㈶都市再生共済会　売店　電話03―5323―4396

交付に当たっては、実費を徴収する。なお、設計条件書については、入札説明書等の交付時に申込み受付を行い、後日送付する場合がある。

(3)　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

平成21年11月１日（月）から平成21年12月21日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前10時から午後５時まで（ただし、正午から午後１時までの間は除く。）。上記３(1)へ持参すること。

(4)　入札手続

イ　入札は、競争参加資格が確認された者（以下「参加資格確認者」という。）により行う。

ロ　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

日時：平成22年２月22日（月）午後２時

場所：独立行政法人都市再生機構東日本支社入札室（入札及び開札の場所については競争参加資格確認結果通知に併せて通知する。）

〒163―1382 東京都新宿区西新宿六丁目５番１号　新宿アイランドタワー19階　独立行政法人都市再生機構　東日本支社　総務企画部契約チーム

提出方法：持参